

いじめ発生時の組織的対応

いじめは未然に防ぐことが最良であるが、万一発見した場合には、いじめ防止等対策検討会議にいじめに係る情報を報告し、いじめ防止等対策検討会議を中心に組織的に対応しなければならない。特定の教員が一人で抱え込んだり、隠したりすることなく、学年や学校全体で組織的に対応しなければならない。

取り組みにあたっては迅速な対応を心がけ、情報を得たその日のうちに方針を決定し対応することとする。ただし、重大事態や加害者、被害者の意識にずれがある場合、ネット関連、保護者対応のトラブル等については、把握した状況を十分に検討し関係機関とも連携の上、慎重に対応する。



- ☆生徒への指導ポイント
- 1 掲示板等ネットでの誹謗・中傷等の書き込みを行うことはいじめであり、決して許されることではないこと。
 - 2 匿名で書き込んでも、書き込みを行った個人が特定できること（重大な犯罪につながり、悪質な場合は、犯罪となり警察に検挙されることもある）。
 - 3 インターネットを利用する際にもルール・マナーがあり、それらを守ることで自分へのリスクも回避されること。
- *スマートフォンでの使用については十分に注意させる。特に、SNS等で書いた誹謗・中傷は、一生消えずについて回ることやGPSの位置情報によりストーリーカー被害にあたり、犯罪に巻き込まれることなど、セキュリティについても自分が被害に遭わないように十分に注意して使用するよう指導する。
- *その他、教職員の情報モラルへの指導力の向上や、保護者への啓発と家庭・地域との連携をすすめる。

生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じた疑いのある事案、一定期間（30日以上）連続欠席している事案（重大事態）が発生した場合

- ・直ちに、教育委員会に報告し、教育委員会の支援のもと、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、学校全体で組織的に対応し事案の解決にあたる。
- ・事案の経緯、事案の特性、いじめられた生徒または保護者の訴えなどをふまえて、迅速にいじめの解消を図る。
- ・被害生徒及びその保護者への対応、警察など関係機関との連携、保護者会の開催の有無など起こった事案への対応をする。
- ・緊急時のマスコミ対応については、管理職を窓口、「迅速性・同時性・均一性」を大切に、誠実な対応に努める。
- ・「スペシャリストサポート事業」の活用、所轄の警察など外部専門家の参加を得て実効的な解決を図る。